

青森県報

第三千九十六号

平成二十一年
六月十二日
(金曜日)

目次

規 則

青森県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則…………… (保健衛生課) …… 一

告 示

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定…………… (障害福祉課) …… 一
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退…………… (道 路 課) …… 一
道路の区域の変更…………… (道 路 課) …… 二
道路の供用の開始…………… (道 路 課) …… 二

公 告

特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告…………… (県 民 生 活 課) …… 二
右 同…………… (文 化 課) …… 三
製菓衛生師試験の施行…………… (保 健 衛 生 課) …… 三
県有財産の売却に係る一般競争入札…………… (警 察 本 部) …… 三
右 同…………… (会 計 課) …… 四
右 同…………… (同) …… 五

規 則

青森県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十六号

青森県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

青森県製菓衛生師法施行細則(昭和四十四年五月青森県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第七号様式の注の1中「第47条」を「第57条」に改める。
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第四百一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十一年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
メイプル調剤薬局	黒石市寿町二〇	平成二〇・六一

青森県告示第四百二号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(精神通院医療)がその指定を辞退したので、同法第六十九条

第二号の規定により公示する。

平成二十一年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
調剤薬局ツルハドラッグ 十八日町店	八戸市大字十八日町二七	平成三・六・一

青森県告示第四百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年七月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間		備考			
			前	後				
1	国 道	三四〇号	八戸市南郷区大字市野沢字市野沢平八の一から 八戸市南郷区大字市野沢字市野沢五四の一まで	七・六〇メートルから 三・六〇メートルまで	敷地の幅員	敷地の延長	二九〇・八〇メートル	二八七・〇〇メートル

青森県告示第四百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年七月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
国道 三四〇号	八戸市南郷区大字市野沢字市野沢平八の一から 八戸市南郷区大字市野沢字市野沢五四の一まで	平成三・六・三

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年五月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ハートスポット

三 代表者の氏名

沼尾 仁

四 主たる事務所の所在地

青森市緑三丁目一の七

五 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者に対して保健福祉・就労支援に関する事業を行い、地域社会福祉に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十一年六月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ワークあかり

三 代表者の氏名

田邊 文子

四 主たる事務所の所在地

青森市橋本二丁目一九の九

五 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者に対して保健福祉・就労支援に関する事業を行い、地域社会福祉に寄与することを目的とする。

製菓衛生師試験の施行

平成二十一年製菓衛生師試験を次のとおり施行するので、青森県製菓衛生師法施行細則（昭和四十四年五月青森県規則第三十五号）第三条の規定により公告する。

平成二十一年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日

平成二十一年九月十三日（日）

2 場所

青森市大字浜館字間瀬五八の一

青森県立保健大学

二 受験願書受付期間

平成二十一年七月十五日（水）から同月二十九日（水）まで。ただし、郵送による場合は、七月二十九日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部保健衛生課食品衛生グループ

四 その他

受験願書は、県内各地域県民局（保健所）、青森市保健所及び青森県健康福祉部保健衛生課食品衛生グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部保健衛生課食品衛生グループ（電話

〇一七 七三四 九二一四）に問い合わせること。

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十一年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の売却

青森県知事 三 村 申 吾

地 所 在 地	地 目	宅 地	積 積
弘前市大字熊嶋字豊田一九七の九	地 目	三〇〇・五一平方メートル	積 積

物 建	所 在 地	構 造	延 面 積
弘前市大字熊嶋字豊田二九七の九		木家建造	八三・二二平方メートル

二 予定価格

四百七十六万八千円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

弘前市大字熊嶋字豊田二九七の九

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

弘前市大字八幡町三丁目三の二

弘前警察署庁舎 四階講堂

2 日時

平成二十一年七月三日 午前十時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成二十一年六月二十二日午後一時三十分から、弘前市大字八幡町三丁目三の二 弘前警察署庁舎 四階講堂において現場説明を行う。

問い合わせ先

青森県警察本部会計課管財係

電話〇一七 七二三 四二二一

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十一年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物件の売却

物 建	所 在 地	構 造	延 面 積
北津軽郡鶴田町大字胡桃館字北田一		木家建造	九九・五六平方メートル
土 地	所 在 地	地 目	地 積
北津軽郡鶴田町大字胡桃館字北田一		宅地	三三二・六六平方メートル

二 予定価格

八百四十四万二千円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

北津軽郡鶴田町大字胡桃館字北田一

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

弘前市大字八幡町三丁目三の二

弘前警察署庁舎 四階講堂

2 日時

平成二十一年七月三日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成二十一年六月二十二日午前十一時三十分から、北津軽郡鶴田町大字胡桃館字北田の一において現場説明を行う。

問い合わせ先

青森県警察本部会計課管財係

電話〇一七 七二三 四二二一

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十一年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の売却

物	建	地	土
つがる市木造丸山竹鼻八四の二三	所在 地	住宅 地	所在 地
木造 平家建	構造	三九六・〇四平方メートル	地 積
九八・五四平方メートル	延 面 積		

二 予定価格

六百四十七万二千元

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

つがる市木造丸山竹鼻八四の二三

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

弘前市大字八幡町三丁目三の二

弘前警察署庁舎 四階講堂

2 日時

平成二十一年七月三日 午前十一時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

- 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 2 物件については、平成二十一年六月二十二日午前十時から、つがる市木造丸山竹鼻八四の二三において現場説明を行う。
問い合わせ先
青森県警察本部会計課管財係
電話〇一七 七二三 四二二一

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭